

EU産チーズの地理的表示におけるカット・包装等ルール (2026年2月1日以降)

- 地理的表示（GI）として指定されている下記のEU産チーズ（13種）は、チーズのカット・包装等についても生産地で行うよう明細書で規定されていますが、日EU・EPA協定において、協定発効から7年間（2026年1月末まで）はカット・包装等を日本国内で行うことができるとされており、農林水産省で公示するこれらの商品の明細書では、このカット・包装等を生産地で行う規定の適用を猶予していました。
- パルミジアーノ・レッジャーノ及びグラナ・パダーノを除くチーズ（11種）については、2026年1月末に上記猶予措置が終了。2026年2月1日以降は、明細書の規定に適合しないカット・包装等を日本国内で行った場合はGI名称を使用することができません（詳細は各商品の明細書を参照）。
- パルミジアーノ・レッジャーノ及びグラナ・パダーノについては、日EU間で協議し、上記猶予措置の終了後3年間（2029年1月末まで）に限り、日本国内でカット・包装等を行うこととしています。

明細書の記載例

- Roquefort (ロックフォール)



フランス チーズ

- Roquefort 明細書（抜粋）
(2) 生産方法

ロックフォール=シユル=スールゾンの自治体においてのみ、本チーズの熟成、保管、カット、調整、販売前の事前包装及び包装がなされる。

◆ Roquefort (ロックフォール) は、明細書において、熟成・保管、調整を行うべき地域の範囲が明記されており、この地域外で本工程を行う場合、地理的表示を使用できない。

- Comté (コンテ)
- Roquefort (ロックフォール)
- Asiago (アジアーゴ)
- Fontina (フォンティーナ)
- Grana Padano (グラナ・パダーノ)
- Mozzarella di Bufala Campana
(モツツアレッラ・ディ・ブファーラ・カンパーナ)

- Parmigiano Reggiano (パルミジアーノ・レッジャーノ)
- Pecorino Toscano (ペコリーノ・トスカーノ)
- Taleggio (タレッジヨ)
- Edam Holland (エダム・ホラント)
- Gouda Holland (ゴーダ・ホラント)
- Queso Manchego (ケソ・マンチェゴ)
- Abondance (アボンダンス)